

介護給付費算定に係る体制等に関する届出 必要添付書類一覧

通常の届出の際に提出が必要である（別紙3-2）及び（別紙1）と併せて、届出項目に応じた必要添付書類の提出が必要です。

届出項目	必要添付書類
特定事業所集中減算	○ 特定事業所集中減算に係る届出関係書類
特定事業所加算Ⅰ 特定事業所加算Ⅱ 特定事業所加算Ⅲ	(1) (別紙10-2) 特定事業所加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書 (2) 主任介護支援専門員研修課程修了書の写し (3) 介護支援専門員証の写し (4) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る情報伝達等を目的とした会議を定期的に開催することが分かる書類（会議録等） (5) 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していることが分かる書類 (6) 介護支援専門員の研修計画 （介護支援専門員について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等が記載された計画） (7) 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していることが分かる書類 （日時、開催場所、出席者、内容の要点等が記録された書類） (8) 介護支援専門員実務研修実習委託契約書の写し (9) 他法人の指定居宅介護支援事業所と共同で行う事例検討会、研修会等の実施計画 （事例検討会等の内容、実施時期、共同で実施する他事業所等が記載された計画）
特定事業所加算Ⅳ （平成31年度から算定可能）	(1) (別紙10-2) 特定事業所加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書 (2) 介護支援専門員の研修計画 （介護支援専門員について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等が記載された計画） (3) 他法人の指定居宅介護支援事業所と共同で行う事例検討会、研修会等の実施計画 （事例検討会等の内容、実施時期、共同で実施する他事業所等が記載された計画） (4) 前々年度の3月から前年度の2月までの間において、退院・退所加算の算定に係る病院等との連携回数の合計回数が35回以上であることが分かる書類（居宅介護支援費請求明細書等） <u>※連携回数とは、退院・退所加算の算定回数ではなく、病院等から情報の提供を受けた回数のことであるが、平成31年度算定のための届出に限っては、平成29年度3月における退院・退所加算の算定回数と平成30年度4月から同年度2月までの退院・退所加算の算定に係る病院等との連携回数の合計が35回以上であることが分かる書類の提出が必要である。</u> (5) 前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を5回以上算定していることが分かる書類（居宅介護支援費請求明細書等） <u>※平成31年度算定のための届出に限っては、平成30年度4月から同年度2月までの算定回数が5回以上であることが分かる書類とする。</u>
ターミナルケアマネジメント加算	○ (別紙10-2) 特定事業所加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書